

毎週火、金曜日発行（但休日当日は翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 県有船舶使用料条例の一部を改正する条例の施行期日
- ◇告示 道路位置の指定
- 道路位置についての告示の一部改正
- 鳥取県営土地改良事業分担金徴収規程の一部改正
- ひな白痢検査等の実施

## 規則

県有船舶使用料条例の一部を改正する条例の施行期日  
を定める規則をここに公布する。

昭和三十八年六月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第三十号

県有船舶使用料条例の一部を改正する条例  
の施行期日を定める規則

県有船舶使用料条例の一部を改正する条例（昭和三十  
八年五月鳥取県条例第三十一号）の施行期日は、昭和三十  
八年六月二十日とする。

## 告示

### 鳥取県告示第三百二十五号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）  
第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十  
八年六月十二日道路の位置を指定したので、同規則第十  
条の規定により告示する。

昭和三十八年六月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

**鳥取県告示第三百二十八号**

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてひな白痢検査、肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、鶏及び牛の有者に対して検査及び投薬を受けることを命ずる。

昭和三十三年八月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 ひな白痢及び肝てつ、症予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ひな白痢 種鶏及び同一構内で飼育する鶏

肝てつ検査及び肝てつ駆除 牛、生後三ヶ月以内のもの及び分べん前後一ヶ月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び投薬の方法

ひな白痢検査……ひな白痢急速診断法

別表	実施期日	実施区域	実施場所
肝てつ検査	六月二十四日	日野郡溝口町	三部、福島、福吉
皮内注射反応、虫卵検査	二十五日		船越、藤尾、上ノ名
駆除のための投薬……ピチノール製剤投与	二十六日		郷原、下代、上代
	二十七日		字代、中祖莊、谷川
	二十八日		金屋谷、上野
	二十九日		二部、間地、畑地
ひな白痢検査	六月二十六日	日野郡日野町舟場	田中養ほう場
	二十七日	江府町佐川	宮田
	二十八日	美用	松浪
	二十九日	日野町黒坂	下垣
		上菅	後藤
			水谷
			福田

**鳥取県告示第三百二十六号**

昭和三十七年十月鳥取県告示第五百八十三号(道路位置の指定について)の一部を次のように改正し、昭和三十八年六月十二日から施行する。

昭和三十八年六月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「一〇八番地の四の一部」を削り、「二八九、〇米」  
「一一〇番地の四の一部」  
を「一六五、五米」に改める。

**鳥取県告示第三百二十七号**

鳥取県営土地改良事業分担金徴収規定(昭和三十三年

申請人の住所氏名  
鳥取市立川町五丁目  
目一〇二番地第一  
小谷忠太郎

道路の位置の指定場所  
鳥取市立川町五丁目  
目一〇二番地第一  
目一〇二番地第一  
目一〇二番地第一  
目一〇二番地第一  
目一〇二番地第一

道路の幅員及び延長  
幅員 四メートル  
延長 一五七、五メートル

七月鳥取県告示第三百二十一号(の一部)を次のように改正し、昭和三十八年度から適用する。

昭和三十三年八月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第二条を次のように改める。  
(分担金の賦課基準)  
第二条 条例第二条第二項の規定による分担金の賦課基準は、次のとおりとする。  
北条用排水改良事業 事業費の百分の二十五  
東郷湖沿岸排水改良事業  
小鴨川用水改良事業  
天神野用水改良事業